

奈良県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十五号

奈良県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県営住宅条例施行規則（昭和三十九年四月奈良県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

（保証債務の極度額）

第六条の二 条例第十四条第二項の規則で定める極度額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 条例第十一条第一項の通知を受けた者の連帯保証人（次号に掲げる者を除く。）
入居時における家賃の六月分に相当する額

二 条例第十四条第三項又は条例第二十三条第一項の規定による承認を受けた者の連帯保証人 当該承認を受けた年度の条例第十七条第三項若しくは第四項、条例第二十八条第一項若しくは第二項又は条例第三十条第一項の規定により決定された家賃の六月分に相当する額

第七条第一項中「第十四条第二項」を「第十四条第三項」に改める。

第三号様式中 「上記の者が県営住宅を使用するについて、本人に誓約不履行があつて債務を負担します。」

「上記の者が県営住宅を使用するについて、本人に誓約不履行があつたときは、連帯して債務を負担します。」

保証債務の極度額	

あつたときは、連帯

に改める。

田

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。